
プロジェクト 時価の算定に関する会計基準項目 第 167 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 167 回金融商品専門委員会（2021 年 5 月 13 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定

2. 本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」には相対取引での価格は含まれず、上場しているものに限定するのであれば、それがわかるように、「市場」という部分を限定した記載に修正すべきと考える。また、この場合、時価算定会計基準における「主要な市場」の概念を本公開草案第 49-2 項にも反映させないと、時価算定会計基準と相違があるように思われる可能性があるため、記載の修正を検討頂きたい。
3. 未公開株式を直接保有している場合について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする理由は、事業に関連して保有していることが多いためと理解している。そうであれば、その旨を記載した方が、投資信託財産として未公開株式を間接保有している場合との差が明確になるのではないか。
4. 金銭の信託の会計処理について、金融商品実務指針第 98 項では、信託財産構成物の評価額の合計を金銭の信託の貸借対照表価額とするとされているが、時価の算定単位及び開示の単位は原則契約単位、すなわち、金銭の信託がその単位となると整理したとの理解でよいのか確認したい。
5. 金銭の信託について、時価の算定単位及び開示の単位を明確化しようとする、会計処理の部分から議論する必要がある、今回の検討の範囲を超えるものとする。そうした議論なしにコメント対応表に記載すると、かえって実務が混乱する可能性があるため、特段の記載をしないことでよいのではないか。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記

6. 本公開草案第 24-7 項において、今回の事務局の修正案として加筆している「時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外の投資信託」の開示の取扱いについては、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品が対象である時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて記載するのではなく、時価注記のみの金融商品が対象である時価開示適用指針第 5-2 項(2)の注記に併せて記載するようにすべきではないか。

また、審議資料を見れば、事務局が「時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外の投資信託」に該当するものがないと分析していることは理解できるが、適用指針だけを見ると、「時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外の投資信託」の区分が突然出てくる印象があるため、分かりやすくなるように検討頂きたい。

以 上